

酒々井町農業委員会 10月総会会議録

平成28年10月14日(金)

役場西庁舎2階第2・3会議室

午前9時30分から午前10時40分まで

局長 会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<石井親睦会長あいさつ>

局長 それでは総会に移りたいと思いますが、本日の日程を説明したいと思います。総会が11時頃に終了する予定で、その後この場で昼食をとって頂きまして1時15分からの神崎ふれあいプラザのブロック別研修会に参加、その後懇親会ということで、1日長いですがどうぞよろしくお願いします。それでは、会長お願いいたします。

会長 朝早くから総会、ブロック別研修会と忙しい1日ですので早速総会を始めさせていただきます。ただいまから平成28年10月の農業委員会総会を開会いたします。

会長 なお、本日の総会は、議案2件、その他2件ですので、よろしくお願いします。

局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、2番竹尾忠雄委員、3番石井喜久雄委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第1号議案農用地利用集積計画についてを議題とし、初めに整理番号1について、事務局より説明願います。

局長 第1号議案農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。貸付者は、尾上在住者、借受者も、同じく尾上在住者です。設定場所は、尾上の農地3筆で、地目は田、面積は合計で2,699㎡、利用計画は田です。賃借料は、米約242kgで、10a当たり1等米90kgです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、

平成 25 年 11 月 1 日から 3 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は 3 年ということです。位置につきましては、2 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の説明について私の方からさせていただきます。こちらについては、再設定ですので問題ないと思います。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画の整理番号 1 について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号 1 につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 2 について、事務局より説明願います。

局 長 第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 2 について、説明させていただきます。資料の 3 ページをお願いします。貸付者は、馬橋在住者、借受者も、同じく馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地で、地目は田、面積は 1,685 m²、利用計画は田です。賃借料は、29,420 円で 10 a 当たり約 17,459 円、設定期間は、10 年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、4 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は高崎委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎委員 私ではなく、内田委員の方が詳しいと思います。

内田委員 借受者はいつも申請があがってくる農園で、専門の農家さんがいらっしやるので大丈夫だと思います。多分酒米だと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

岩井主幹 ただいま申請があがっている墨の畑ですが、今業者さんが来て文化財の方で切土・盛土の関係を調整していきまして、もしかしたら保留になるかもしれないので、整理番号2からお願いします。

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは、整理番号1につきましては、今事務局から説明がありましたとおり文化財の関係で保留ということですので、農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の11ページをご覧ください。譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で2,389㎡です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域がなく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。12ページ、13ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありませぬ。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性

については、平成 29 年 2 月 1 日着工、平成 29 年 3 月 31 日に完了の予定
です。行政庁の許認可等の見込みについては、東京電力の許認可書及び経
済産業省の認定書が添付されております。計画面積の妥当性については、
必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障につい
ては、隣接地に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出
等、とくに支障はないと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、木我委員でよろしいで
すか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 本人に会っていないのですが、ここが畑だということを忘れて、山のよう
になっていたので、山と勘違いしていました。以前はタケノコを作ってい
たみたいですが、最近では作付していなかったためと思われます。隣接に山
があり、そちらも同じ持ち主さんで荒れている状態なので問題ないと思い
ます。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員
さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、
その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後 10 分間の休憩
をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。申請代理人がまだ来
ておりませんので、その他を先に行います。その他の(1)ふるさとまつ
りについて、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明。

議 長 事務局から説明が終わりましたが、委員さんで何かありますか。

<質問、意見等あり>

議 長 他にないようでしたら、ふるさとまつりのアンケートにつきましては、事務局案のとおりといたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、その他の(2)について事務局から何かありましたらお願いします。

高橋主任主事 農業者年金加入推進について説明。

議 長 誰か入りたいという方がおりましたらお願いします。

議 長 次に、先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくお願いいたします。

申請代理人 今回の申請では、株式会社〇〇〇〇さんが地主の〇〇〇〇さんから土地を借り、地上権の設定を受けて太陽光発電施設を設置し、売電によって収益をあげる計画となっています。売電期間は20年間ですが、工事・設置を含めて合計21年間借りる予定です。地代ですが、年額〇〇〇〇円を予定しています。また、申請地に入るために東側の土地を同じ〇〇〇〇さんからお借りして通行します。概ね以上です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、

お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 24日の木曜日はいかがでしょうか。

議 長 ただ今、24日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、24日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。